

議案第 85 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 10 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市の住民基本台帳」を「市が備える住民基本台帳」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 7 条第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

第 13 条第 5 号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）の施行の日（令和元年 11 月 5 日）から施行する。

南あわじ市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき<u>市の住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第5条 略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略 (印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき<u>市が備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第5条 略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略 (印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4)～(7) 略

第8条～第12条 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) 略

第14条以下 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）

(4)～(7) 略

第8条～第12条 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) 略

第14条以下 略

議案第 86 号

福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事請負変更契約の締結について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南あわじ市条例第46号）第2条の規定に基づき、先に議会の議決に付し、工事請負契約を締結した福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事について、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等率が引き上げられたので、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年10月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 契約の目的 | 福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事 |
| 2 変更契約金額 | 382,800,000円 |
| | (現契約金額 375,840,000円) |
| 3 今回変更による増額 | 6,960,000円 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社西中工務店 |
| | 代表取締役 西中 充治 |

議案第 87 号

松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事請負変更契約の 締結について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南あわじ市条例第46号）第2条の規定に基づき、先に議会の議決に付し、工事請負契約を締結した松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事について、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等率が引き上げられたので、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年10月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 契約の目的 | 松帆流域江尻排水ポンプ場機械・電気・土木工事 |
| 2 変更契約金額 | 178,200,000円 |
| | (現契約金額 174,960,000円) |
| 3 今回変更による増額 | 3,240,000円 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社堀川忠義商店
代表取締役 堀川 雅春 |